

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第1号

### 大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項中「本項」を「この項」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。